

沖縄県公文書管理条例（仮称）の骨子案に対する県民意見

令和6年2月22日（木曜日）から同年3月22日（金曜日）までの間、沖縄県公文書管理条例（仮称）の骨子案に対する県民意見公募をおこなったところ、3名の方々から貴重な御意見をいただきました。

寄せられたご意見とそれに対する考えについては、以下のとおりです。

なお、いただいた御意見につきましては、趣旨を損なわない程度に概要をまとめさせていただきました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に対し、厚く御礼申し上げます。

○条例：沖縄県公文書管理条例（仮称）

No.	箇所	御意見	沖縄県の考え
1	1－(2)	公文書館に移管する「歴史公文書等」を現用文書の段階で明確に位置付ける必要がある。	条例第5条では、実施機関は保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置（歴史公文書等の移管又は廃棄）を定めなければならないとしており、職員は、文書の作成及び廃棄の段階で、歴史的に重要な文書の判断することとなります。
2	1－(2) 6－(2)	「特定歴史公文書」は「特定歴史公文書等」とすべき。	県民の利用に供する記録としては、公文書以外の歴史資料と重要な文書も含まれますので、「特定歴史公文書等」と規定いたします。
3	2－	(骨子案では、実施機関は例示で規定しているが、)実施機関はすべて規定すべき。	実施機関は、条例の適用対象となる機関を示すものであるため、全て条文に規定いたします。
4	3－(1) 4－(1)	特に重要な政策決定は知事、副知事などによりなされるので、「実施機関の職員」に知事、副知事などの特別職を含め、知事・副知事のメモなども公文書とすべき。	公文書管理条例では、実施機関の「職員」が経緯も含めた意思決定に至る過程を跡付け、検討できるよう文書を作成する旨の規定を設けることとしております。 施策等の意思形成過程において、知事等から指示があった場合には、その指示の内容や調整の結果について、担当職員が経緯等がわかるように公文書を作成することになります。 また、知事が作成した指示事項のメモ等や口頭での指示事項については、その後の調整や知事への確認を行う過程において公文書となり、条例に基づく管理・保存・利用の対象となります。
5	3－(2) 4－(3)	「重要な公文書」とあるのは「歴史的に重要な公文書」または「歴史資料として重要な公文書」とすべき。 本骨子案で「特定歴史公文書」は公文書館で保管する文書であると思うが、公文書館に移管されるのは「歴史的に重要な公文書」のみとし、その他の長期保存が必要な公文書は保存期間が満了するまで「中間書庫」で管理されるべき。	全ての公文書には最長20年の保存期間を設定し、保存期間が満了するまでは庁舎内のいわゆる「中間書庫」的な役割を持つ「文書保存管理室」で保存しており、条例制定後も同様の想定をしております。 公文書館では、設定された保存期間が満了した公文書のうち、「歴史資料として重要な公文書」を「特定歴史公文書等」として永久に保存することとしております。
6	7－(2)	・刑事訴訟に関する書類は「公文書の管理」の規定の適用除外となっているが、実施機関が刑事訴訟に関する書類が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該刑事訴訟に関する書類を公文書館に移管することができるように付記すべき。沖縄県は米軍による事件・事故、暴力団抗争など他府県にない事例も多く、100年後、200年後に沖縄社会を振り返る時、それらの記録は重要になる。 ・「適用除外」の規定を削除する。情報公開条例に適用除外規定はなく、同条例との整合性を保つ必要があるため「沖縄県公文書管理条例(仮称)」が、「公文書の適切な保存及び利用を推進する」趣旨のものである以上、適切な保存は当然のことであるため。	刑事訴訟に関する書類については、刑事訴訟法に基づき厳格な管理がされることとなります。 公文書管理法の制定に伴って刑事訴訟法も改正され、訴訟に関する書類については公文書管理法の文書の管理に関する規定は適用しないとされました。そのため、本条例においても、刑事訴訟に関する書類については現用文書である間の管理の規定を適用しないこととしたものです。 その一方で、沖縄県の米軍等事件、事故など、社会的関心が高く、後世に残すべき歴史公文書等に該当することが認められる刑事訴訟に関する書類については、条例第37条において、知事と協議し、公文書館に移管することができることとし、特定歴史公文書として永久保存し、県民等が利用できる仕組みを設けることとしています。
7	その他	県の公文書管理に係る問題意識(条例制定の動機)や公文書管理政策の方向性など、関連する議論の過程を適切に可視化する必要がある。なお一層の情報提供が必要である。	条例の制定に向けては、これまで、公文書あり方検討会議や有識者懇話会の開催、県の主要な課へのヒアリングや公文書館対応事項についての意見交換、公文書等の管理に関する法律や他県の条例を研究しながら、条例とその細目を定める規則や公文書管理規程について検討を行っているところであります。
8	その他	沖縄県公文書館は指定管理者制度による運用だが、運営を「県直営」に戻し、沖縄県公文書館の専門職員が県文書の作成段階から関与し、適切な文書管理を一貫的に制御できる体制を構築すべき。	沖縄県公文書館は、平成19年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、公文書館の設置目的である公文書の収集、整理、保存業務を効率的に実施しております。 公文書館の業務である評価選別、個人情報保護措置、劣化修復等に関する専門的知識や技術は、長年の実務経験や研修の受講により指定管理者の個々の職員に蓄積されており、国立公文書館が実施する「アーキビスト認証制度」によるアーキビストとして能力を発揮していただいております。 指定管理者が行う公文書館の管理運営や県民サービスについては、指定管理者制度運用委員会の毎年のモニタリングでも高い評価となっていることから、今後も指定管理者制度による管理を継続していく考えです。 また、これまでにおいて、歴史的重要な文書の選別を行っている公文書館の知見を活用してガイドラインの作成や職員研修を行うこととしており、これにより適切な文書管理体制の構築を図っていく考えです。